

議案第15号

寒川町子ども・子育て会議条例の一部改正について

寒川町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年2月21日提出

寒川町長 木 村 俊 雄

提案理由

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、条文の整理を図るため提案する。

寒川町条例第 号

寒川町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例

寒川町子ども・子育て会議条例（平成25年寒川町条例第20号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第77条第1項」を「第72条第1項」に改める。

第2条中「第77条第1項各号」を「第72条第1項各号」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

寒川町子ども・子育て会議条例新旧対照表

現行	改正案
<p>(設置)</p> <p>第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）<u>第77条第1項</u>の規定に基づき、寒川町子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）を設置する。</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第2条 子育て会議は、<u>法第77条第1項各号</u>に掲げる事務を処理する。</p> <p>～略～</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）<u>第72条第1項</u>の規定に基づき、寒川町子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）を設置する。</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第2条 子育て会議は、<u>法第72条第1項各号</u>に掲げる事務を処理する。</p> <p>～略～</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この条例は、令和5年4月1日から施行する。</u></p>